

新型コロナウイルス関係支援制度

◎国民健康保険税の減免

【対象となる世帯】 次の①又は②のいずれかに該当する世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当する世帯
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下
 - ウ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

【減免額】

- ①に該当する場合…全額免除
- ②に該当する場合…表1によって算出した対象国保税額(D)に、表2に基づく減額又は免除の割合(E)を乗じた金額

【表1】新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免の対象となる税額の算出方法

対象国保税額 (D) = (A) × (B) ÷ (C)
(A) 世帯全体の国保税額(令和2年度の国保税額は、7月中旬発送予定の納税通知書でお知らせします。)
(B) 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(C) 世帯全体の前年の合計所得金額

【表2】

新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免割合

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(E)
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

【対象となる保険税】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。ただし、令和2年1月分以前の保険税の納期限が都合により令和2年2月1日以降に設定されている場合は対象となりません。

【申請に必要な書類】

- 申請書 ●印鑑 ●申請者の本人確認書類
- 主たる生計維持者の減収した月の収入状況(令和元年・2年)が確認できる書類(給与明細書など)

【お問い合わせ】 健康福祉課
有線：31-5121 電話：54-2511

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が困難な第1号被保険者(65歳以上の方)に対する減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれ、以下の基準に該当する場合は、申請により介護保険料の全部または一部を減免します。詳しくは雲南広域連合介護保険課までご相談ください。

【対象となる世帯】

次の①又は②のいずれかに該当する世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の(ア)、(イ)すべてに該当する場合
 - (ア) 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること。
 - (イ) 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【お問い合わせ】 雲南広域連合 介護保険課 資格認定係 電話 47-7342

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネル(<https://youtu.be/RYS00qCxo-O>)をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、ご相談してください。

【人権相談】 電話受付時間：平日8:30~17:15
 みんなの人権110番 0570-003-110
 子どもの人権110番 0120-007-110
 女性の人権ホットライン 0570-070-810
 インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症に係る人権相談窓口について



ありがとうございました！

ご寄附のあったマスクは、学生や現在妊娠をしている方等に配布させていただきます。

(株)ガット様



6,000枚のマスクを寄附していただきました。

しまね信用金庫様



1,000枚のマスクを寄附していただきました。

三澤繊維(株)様



1,000枚の手作りマスクを寄附していただきました。

東京仁多会様

4,000枚のマスクを寄附していただきました。



町立奥出雲病院へ寄附がありました！

外来・入院診療で活用させていただきます。

枚方パートナーシップス(株)様

2,000枚のサージカルマスクを寄附していただきました。

鳥取大学医学部附属病院新規医療研究推進センター研究実用化支援部門様

3,000枚のフェイスシールドを寄附していただきました。

奥出雲酒造株式会社「高濃度アルコール」を奥出雲町に寄贈

5月28日、奥出雲酒造株式会社が「私たちに出来ること」として、手指消毒用の高濃度アルコールを製造され、奥出雲町に156本を寄贈されました。この高濃度アルコールは、仁多郡産の米を使用した焼酎を再蒸留して製造されており、飲用もできるため、飲食店のテイクアウト用容器の殺菌や食中毒予防としても使用されています。勝田町長は、「多くの施設で消毒用アルコールが不足する中、寄贈していただいた高濃度アルコールを有効に活用します」と感謝を述べられました。寄贈された高濃度アルコールは、町立奥出雲病院に消毒用として配布される予定です。手指消毒用として使用する場合、アルコール臭が苦手な方は、ゆずやレモンの皮、ミントの葉を入れ、爽やかな香りにすることがオススメです。



奥出雲酒造株式会社 寺戸部長(右)



高濃度アルコール「奥出雲スピリッツ」道の駅酒蔵奥出雲交流館と仁多特産市で販売中。

町税の徴収猶予の特例の受付を開始しています

新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納税することが困難な場合には、1年間町税の徴収の猶予を受けることができます。なお、この期間の延滞金は免除されます。

- ① 対象となる町税 令和2年2月1日から令和3年1月31日まで納期限分のすべての町税
- ② 申請手続き 徴収猶予申請書(添付：収入や預貯金の状況がわかる資料)を提出
- ③ 申請期限 令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日

令和3年度固定資産税の軽減(中小事業者対象)について

新型コロナウイルスの影響により令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年同期間と比べて減少している中小事業者に対して、令和3年度分に限り事業用家屋と償却資産に係る課税標準額を、申告により以下のとおり減額します。

① 30%以上50%未満減少している場合	固定資産税の課税標準額を2分の1に
② 50%以上減少している場合	〃 〇に

*申告にあたっては、令和3年1月31日までに商工会や税理士などの認定経営革新等支援機関等から認定を受ける必要があります。

【申請・お問い合わせ】 税務課 有線20-4257 電話52-2671